

第79回定時株主総会資料

(交付書面省略事項)

◆事業報告

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な事業所
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針

◆連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

◆計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

◆監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査等委員会の監査報告

丸文株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(事業報告)

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、集積回路を中心とした半導体や電子応用機器等の国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売を主な事業とした商社であります。

事業別の主要取扱商品は次のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
デバイス事業	各種半導体（アナログIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、特定用途IC、カスタムIC）、電子部品（水晶振動子、コネクタ、受動部品等）
システム事業	航空宇宙機器、製造・検査機器、レーザー機器、医用機器、技術サービス
アントレプレナ事業	ICTソリューション、AIロボット、モジュール製品、ソフトウェア、技術ライセンス等

主要な事業所
（2026年3月31日現在）

① **当社**

名 称						所 在 地						
本		社				東京都中央区						
中	部		支		社	愛知県名古屋市中村区						
関	西		支		社	大阪府大阪市中央区						
大	宮		支		店	埼玉県さいたま市大宮区						
立	川		支		店	東京都立川市						
東	北	オ	フ	ィ	ス	宮城県仙台市青葉区						
宇	都	宮	オ	フ	ィ	ス	栃木県宇都宮市					
水	戸	オ	フ	ィ	ス	茨城県水戸市						
長	岡	オ	フ	ィ	ス	新潟県長岡市						
北	陸	オ	フ	ィ	ス	石川県白山市						
長	野	オ	フ	ィ	ス	長野県長野市						
松	本	オ	フ	ィ	ス	長野県松本市						
静	岡	オ	フ	ィ	ス	静岡県静岡市葵区						
京	都	オ	フ	ィ	ス	京都府京都市下京区						
九	州	オ	フ	ィ	ス	福岡県福岡市博多区						
丸	文	テ	ク	ニ	カ	ル	セ	ン	タ	ー	東京都江東区	
成	田	物	流	セ	ン	タ	ー					千葉県山武郡
東	京	物	流	セ	ン	タ	ー					東京都江東区

(注) 三島オフィスは2025年7月をもって閉鎖いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
丸 文 通 商 株 式 会 社	石川県金沢市
丸 文 ウ エ ス ト 株 式 会 社	兵庫県神戸市中央区
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ト テ ク ノ	東京都江東区
Marubun USA Corporation	San Mateo, California, U.S.A.
Marubun Taiwan, Inc.	Taipei, Taiwan
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	British Virgin Islands
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	Howard Road, Singapore
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	NT, Hong Kong, China
Marubun Arrow (Thailand) Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	Laguna, Philippines
Marubun Arrow (M) SDN BHD.	Penang, Malaysia
Marubun/Arrow Electronics (Shenzhen) Company Limited	Shenzhen, China
P.T.Marubun Arrow Indonesia	Jawa Barat, Indonesia

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちMarubun USA CorporationおよびMarubun/Arrow Asia, Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人による適正な職務の執行が困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。
- ロ. 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行います。
- ハ. コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。
- ニ. 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。
- ホ. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。
- ヘ. 監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。
- ト. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置します。監査部は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

(運用状況)

- ・ 内部統制委員会を、当事業年度中に6回開催し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針や関連規程の審議ならびに整備運用状況のモニタリング等の管理統轄を行いました。
- ・ 法務部は取締役会に、「企業行動憲章」および「行動規範」の実践状況を含むコンプライアンスに関する整備・運用状況を報告しています。
- ・ 全社員を対象とするCSR教育を実施し、「企業理念」、「企業行動憲章」、「行動規範」への理解を促進すると同時に、法令や社内規程の遵守を徹底しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ、株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。

ロ、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。

(運用状況)

- ・「取締役会規則」や「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定に関わる記録や文書等を適切に保存、管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。

ロ、経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。

ハ、重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。

(運用状況)

- ・「リスク管理規程」に基づき、経営企画部が中心となりリスクの抽出、評価、管理計画、レビュー等を取りまとめ、内部統制委員会で進捗確認や是正指示を行い、リスクへの対応を図っています。
- ・経営企画部は取締役会に、リスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。
- ・大規模災害時における危機管理体制を強化するため、事業継続計画に基づき各種訓練や備蓄品の整備を実施しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。

ロ．当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定め、効率化を図ります。

ニ．年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。

(運用状況)

・取締役会を当事業年度中に13回開催し、執行の決定や報告、業績管理を行いました。また経営会議は当事業年度中19回開催し、重要事項の審議を行いました。

・機関設計として監査等委員会設置会社を採用することで、取締役会では法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項について審議を行うこととし、その他の業務執行に係る事項の決定を取締役社長以下に権限委任し、取締役会運営の効率化を図っています。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。

ロ．グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進します。

ハ．子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。

ニ．各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。

ホ．コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。

ヘ．子会社各社は、定期的に取締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役

の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。

ト．監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。

チ．当社監査部は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。

(運用状況)

- ・グループ各社でCSR教育を継続的に実施し、法令および定款の遵守を徹底しています。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社が行う所定の案件については、当社が決裁または報告を受け、管理統制しています。
- ・リスク管理は、子会社各社でリスクの抽出、評価、管理を行い、その結果を経営企画部が取りまとめ、内部統制委員会で定期的に進捗確認を行っています。
- ・法務部および経営企画部は取締役会に、子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および取締役からの独立性に関する事項

イ．監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。

ロ．監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

ハ．監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。

(運用状況)

- ・監査等委員会を補助する体制として監査等委員会事務局を設置して事務局長を配置し、監査等委員の指示に従い職務を行いました。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができますものとしします。

ロ. 監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとしします。

ハ. 当社および子会社の取締役および使用人が通報・相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。

ニ. 「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。

ホ. 監査部は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。

(運用状況)

- ・取締役または使用人は重大な法令・定款違反もしくは不正行為等の事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会に報告する仕組みとしています。
- ・監査部は、定期的に監査等委員会に監査計画および内部監査の結果を報告しています。
- ・法務部は取締役会に、「内部通報規程」に基づく内部通報の運用状況を報告しています。

⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。

また、監査等委員会と監査部および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

ロ. 監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

(運用状況)

- ・ 監査等委員は定期的に、代表取締役社長および会計監査人と会合を持ち、適宜報告や意見交換を行っています。
- ・ 子会社等への監査に際して必要な旅費等は、会社の費用として処理しています。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

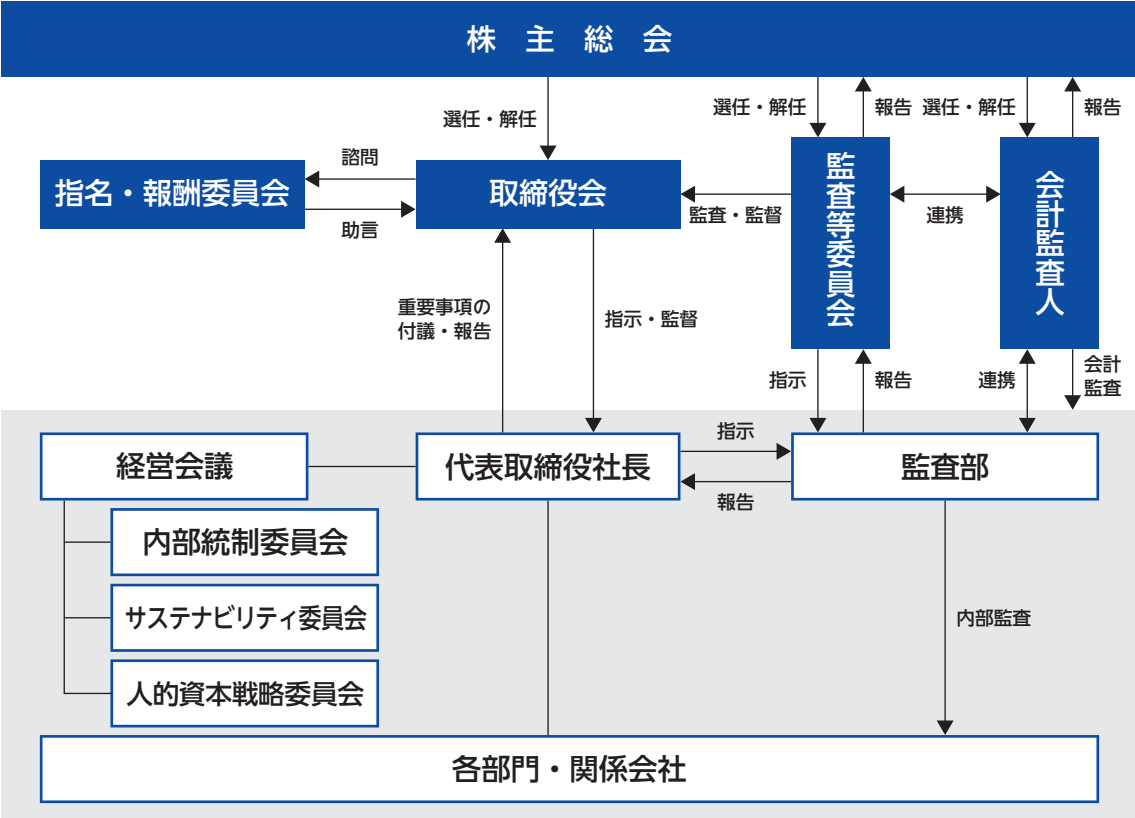
当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

(運用状況)

- ・ 「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、社長を統括責任者とした財務報告に係る内部統制システムを整備、運用、評価する体制を構築しています。その有効性は、内部統制委員会で報告、評価し、必要に応じて是正指示が行われています。

(注) 2026年4月1日付で監査室は監査部に名称を変更しております。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制の模式図 (2026年4月1日現在)



会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1844年（弘化元年）に呉服問屋として創業し、1947年7月に、会社を設立して丸文株式会社として新たなスタートを切りました。集積回路やレーザー機器をいち早く輸入し国内に紹介するなど、業界の先駆的な存在として道を拓き続け、エレクトロニクス技術を基盤とする産業分野・研究開発分野の礎を築いてまいりました。現在では、世界50拠点以上でグローバルな活動を展開し、3,000社を超えるお客様に対して、800社以上の仕入先の製品・技術・サービスを提供しております。

当社グループは、デバイス事業、システム事業、アントレプレナ事業の3つの事業を展開するエレクトロニクス商社です。デバイス事業では主に半導体や電子部品、システム事業では航空宇宙機器やレーザー機器、医用機器などの電子応用機器、アントレプレナ事業ではICTソリューションやAI・ロボティクス製品を取り扱っております。当社グループが販売する製品は、スマートフォンやテレビ、自動車など私たちの身近な製品から工場や病院などで利用される機器、サービスに使われ、社会の発展を支えています。

当社グループは、創業以来続く「常に時代の一步先を見据え、次のニーズに応える」という「先見」と「先取」の精神の下、社会の変化や顧客ニーズを先取りした商材・技術・サービスを提供することで、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。その企業価値の源泉は、①180年超の長きにわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの信頼関係、②先端技術への知見とソリューション開発力、③グローバルな販売・物流ネットワーク、④専門性の高いプロフェッショナル人材にあると考えております。

当社グループは、これからもお客様や社会の課題解決に向け、最新の技術や付加価値の高い商品・サービスの提供、独自のソリューションの開発に取り組むとともに、サステナビリティ経営の推進、コーポレートガバナンス体制の強化、ステークホルダー・エンゲージメントの向上などの非財務施策を展開することにより、当社の持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

ロ．中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、地政学リスクに伴うサプライチェーンの再編や通商政策の動向を注視する必要がある一方、車載・産業用エレクトロニクス技術の進展、省エネルギー化などのサステナビリティ対応を背景に、中長期的には半導体・電子部品市場の安定的な成長が期待されます。

このような経営環境の下、当社グループは、2025年度～2027年度を計画期間とする中期経営計画「丸文 Nextage 2027」を推進しています。中期経営計画を通じて、“独自の価値を提供するオンリーワンのエレクトロニクス商社”としてさらなる成長を図るとともに、「レスポンシブル・ビジネス」（社会・環境への影響や広範なステークホルダーの利害を考慮しつつ、持続可能な事業成長を目指す経営姿勢）の追求を通じて、社会価値と経済価値を創出し社会に貢献してまいります。

「丸文 Nextage 2027」基本方針

- ①「レスポンシブル・ビジネス」の追求
- ②新規事業における収益化実現
- ③既存事業における基盤拡充
- ④グループ・シナジーの強化
- ⑤価値創造モデル推進のための戦略管理高度化
- ⑥人的資本戦略の展開

なお、上記の各基本方針項目について、①を「レスポンシブル・ビジネス」の視点、②～④を事業戦略の視点、⑤～⑥を基盤戦略の視点に基づくものと分類しています。

(1) 「レスポンシブル・ビジネス」の視点に係わる戦略テーマ

当社の理念体系の下、独自のビジネスモデルとバリューサイクルの循環を通じて、経済的価値のみならず社会的価値を創出するとともに、環境・社会の課題解決にも貢献するため、以下の関連テーマに取り組んでいます。

- ・地球環境の持続可能性の回復と保全への寄与
- ・安全で豊かなサステナブル社会の実現
- ・最先端技術とソリューション開発を通じた社会課題の解決
- ・ステークホルダー・エンゲージメントの継続的向上

(2) 事業戦略の視点に係わる戦略テーマ

財務目標達成に向けて取り組みを推進している「事業戦略の視点に基づく重点戦略テーマ」は、以下のとおりであります。

①デバイス事業

デバイス事業は、基盤強化事業として以下の取り組みを推進します。

- ・成長分野への選択／集中
- ・商流の拡大・維持／再構築支援
- ・新技術・商材の開拓／受動部品の拡販
- ・グループ・シナジーの発揮
- ・マスマーケットにおける販売チャネルの拡大

②システム事業

システム事業は、成長牽引事業として以下の取り組みを推進します。

- ・新規事業の開発／新規商材の開拓
- ・既存事業の領域／規模拡大
- ・国家推進施策の関連ビジネス取り込み
- ・グループ経営強化／事業基盤拡充
- ・海外オペレーションの確立

③アントレプレナ事業

アントレプレナ事業は、価値創造事業として以下の取り組みを推進します。

- ・新規事業の開発
- ・提供価値の独自性発揮
- ・AI関連商材の開拓・拡販
- ・戦略的な協業機会の追求

(3) 基盤戦略の視点に係わる戦略テーマ

当社の「価値創造モデル」を通じた持続的企業価値向上のための基盤を確固たるものとするべく、以下の基盤戦略テーマに取り組んでいます。

- ・パーパスと融合する人的資本戦略の高度化
- ・盤石なグループガバナンスの構築と運営
- ・効果的かつ安定的なITシステム／インフラの開発と運営

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付がなされた場合の対応方針（以下「本プラン」といいます。）の継続することを決定し、これについて、2024年6月26日開催の第77回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの内容は次のとおりであります。

イ. 本プランの目的

本プランは、上記①記載の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

ロ. 本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限ります。以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に当該大量買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を担う経営陣から独立し、社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②）について

上記②「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③）についての判断

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収への対応方針（買収防衛策）に関する各指針等に適合すること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,214	6,367	38,479	△1,602	49,459
会計方針の変更による累積的影響額			283		283
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,214	6,367	38,762	△1,602	49,742
当期変動額					
剰余金の配当			△1,727		△1,727
親会社株主に帰属する当期純利益			3,303		3,303
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		63	80
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	17	1,576	63	1,656
当期末残高	6,214	6,385	40,339	△1,538	51,399

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,597	△4	3,118	351	5,063	5,976	60,499
会計方針の変更による累積的影響額							283
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,597	△4	3,118	351	5,063	5,976	60,782
当期変動額							
剰余金の配当							△1,727
親会社株主に帰属する当期純利益							3,303
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							80
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	315	155	51	△98	423	△73	350
当期変動額合計	315	155	51	△98	423	△73	2,007
当期末残高	1,912	150	3,170	252	5,486	5,903	62,790

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	13社
連結子会社の名称	丸文通商株式会社 丸文ウエスト株式会社 株式会社フォーサイトテクノ Marubun USA Corporation Marubun Taiwan, Inc. Marubun/Arrow Asia, Ltd. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. Marubun/Arrow (HK) Ltd. Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd. Marubun/Arrow (Phils) Inc. Marubun Arrow (M) SDN BHD. Marubun/Arrow Electronics (Shenzhen) Company Limited PT. Marubun Arrow Indonesia

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
会社名	Marubun/Arrow USA, LLC.

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社10社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、国内連結子会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 収益の認識

当社グループは、半導体、電子部品、電子応用機器等、国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売及び当該商品に係る保守・技術サービスを主な事業としております。仕入販売については、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の引き渡しもしくは検収により当該商品の支配が顧客に移転した時点で充足されると判断し、収益を認識することとしております。なお、当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時点において収益を認識しております。また、保守・技術サービスの提供については、顧客とのサービス契約に基づいて保守・技術サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり均一の保守・技術サービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識することとしております。

ロ. 収益の総額表示と純額表示

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を表示しております。当事者か代理人かの判定にあたっては、次の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社グループが契約の履行に対して主たる責任を有しているか
- ・顧客の注文の前後において、出荷中又は返品時に当社グループが在庫リスクを有しているか
- ・当該財又はサービスの価格の設定において、当社グループが裁量権を有しているか

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に一括費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は、棚卸資産の評価方法として移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より先入先出法による原価法に変更しております。

この変更は、新基幹システムの構築等を契機とし、主として商品の為替影響を先入先出法で計算、管理することで、より適正に棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は281百万円増加しております。

4. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「前渡金」は735百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は6百万円であります。

5. 会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

251百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、スケジューリング可能な将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断して、繰延税金資産を計上しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、売上予測の基礎となる顧客の需要動向や当社の商流獲得状況であります。なお、回収可能性について不確実性が高いと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得に依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、翌連結会計年度以降において認識する金額に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	558百万円
土地	593百万円
投資有価証券	825百万円
計	1,978百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	261百万円
短期借入金	25,580百万円
計	25,842百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	3,851百万円
投資その他の資産－その他	3百万円

(3) 保証債務

従業員に対する保証債務	6百万円
-------------	------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	28,051千株
------	----------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,072	41	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	654	25	2025年9月30日	2025年12月2日
計		1,727			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ.	配当金の総額	656百万円
ロ.	1株当たり配当額	25円
ハ.	基準日	2026年3月31日
ニ.	効力発生日	2026年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引や借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的又は随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(*1)	3,884	3,884	－
資産計	3,884	3,884	－
長期借入金	4,000	3,961	△38
負債計	4,000	3,961	△38
デリバティブ取引(*2)	214	206	△8

(*1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	106
投資事業有限責任組合出資金	127

(注) 投資事業有限責任組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,884	—	—	3,884
デリバティブ取引 通貨関連	—	214	—	214
資産計	3,884	214	—	4,099

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 デリバティブ取引	—	3,961	—	3,961
金利関連	—	△8	—	△8
負債計	—	3,952	—	3,952

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

① 財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	デバイス 事業	システム 事業	アントレプレナ 事業	
半導体	134,726	—	—	134,726
電子部品	42,704	—	—	42,704
産業機器	—	23,017	—	23,017
医用機器	—	19,888	—	19,888
ICTソリューション	—	—	2,067	2,067
その他	—	17,233	610	17,843
(内部売上高)	△ 25,185	△ 1,515	△ 121	△ 26,822
外部顧客への売上高	152,245	58,623	2,556	213,425

② 地域別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	デバイス 事業	システム 事業	アントレプレナ 事業	
日本	89,054	58,410	2,549	150,014
中国	24,400	5	—	24,405
アジア	37,538	85	6	37,630
その他	1,252	122	0	1,374
外部顧客への売上高	152,245	58,623	2,556	213,425

③ 本人・代理人取引の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	デバイス 事業	システム 事業	アントレプレナ 事業	
本人取引売上	152,188	58,376	2,115	212,681
代理人取引売上	56	246	440	743
外部顧客への売上高	152,245	58,623	2,556	213,425

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当期首残高	当期末残高
顧客との契約から生じた債権	52,313	53,961
契約負債	1,370	1,757

契約負債は主に、保守サービス取引のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価で、保守期間の履行義務の充足に従い収益として認識しております。また、物品販売取引で商品の引渡時点で収益を認識する取引において、既に受領した対価の一部についても契約負債として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、772百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	97,935
1年超	16,567
合計	114,503

(注) 残存履行義務の多くは期末日から1年以内に収益認識されますが、1年超に含まれるものの主な取引の内容は保守サービスに係るもので、概ね5年以内に収益認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,167円68銭

(2) 1株当たり当期純利益 126円11銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(計算書類)

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	6,214	6,351	16	6,367	1,553	26,169	27,722	△1,602	38,702
会計方針の変更による累 積的影響額						282	282		282
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,214	6,351	16	6,367	1,553	26,451	28,005	△1,602	38,985
当期変動額									
剰余金の配当						△1,727	△1,727		△1,727
当期純利益						3,528	3,528		3,528
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			17	17				63	80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	17	17	－	1,801	1,801	63	1,881
当期末残高	6,214	6,351	33	6,385	1,553	28,252	29,806	△1,538	40,867

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,237	△4	1,232	39,935
会計方針の変更による累積的影響額				282
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,237	△4	1,232	40,218
当期変動額				
剰余金の配当				△1,727
当期純利益				3,528
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				80
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	76	166	242	242
当期変動額合計	76	166	242	2,124
当期末残高	1,313	161	1,475	42,342

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生 of 翌事業年度に一括費用処理することとしております。また、過去勤務費用については、発生時の事業年度に一

括費用処理しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の認識

当社は、半導体、電子部品、電子応用機器等、国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売及び当該商品に係る保守・技術サービスを主な事業としております。仕入販売については、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の引き渡しもしくは検収により当該商品の支配が顧客に移転した時点で充足されると判断し、収益を認識することとしております。なお、当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時点において収益を認識しております。また、保守・技術サービスの提供については、顧客とのサービス契約に基づいて保守・技術サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり均一の保守・技術サービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識することとしております。

② 収益の総額表示と純額表示

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を表示しております。当事者が代理人かの判定にあたっては、次の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が契約の履行に対して主たる責任を有しているか
- ・顧客の注文の前後において、出荷中または返品時に当社が在庫リスクを有しているか
- ・当該財又はサービスの価格の設定において、当社が裁量権を有しているか

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は、棚卸資産の評価方法として移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より先入先出法による原価法に変更しております。

この変更は、新基幹システムの構築等を契機とし、主として商品の為替影響を先入先出法で計算、管理することで、より適正に棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は282百万円増加しております。

4. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「前渡金」は588百万円であります。

5. 会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	695百万円
--------	--------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物	558百万円
土地	593百万円
投資有価証券	735百万円
計	1,888百万円

- ② 担保に係る債務

短期借入金	25,580百万円
-------	-----------

- (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	2,506百万円
投資その他の資産－その他	3百万円

(3) 保証債務

仕入債務等に対する債務保証

丸文通商株式会社	1,952百万円
丸文ウエスト株式会社	442百万円
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	323百万円
Marubun Arrow (Thailand) Co.,Ltd.	60百万円
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	46百万円
従業員	5百万円
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	2百万円
計	2,832百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,719百万円
短期金銭債務	513百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	22,610百万円
仕入高	4,496百万円
販売費及び一般管理費	△254百万円
営業取引以外の取引高	1,255百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,808千株
------	---------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	567百万円
賞与引当金	233百万円
在庫評価減	120百万円
その他	136百万円
繰延税金資産小計	1,057百万円
評価性引当額	△654百万円
繰延税金資産合計	402百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△603百万円
前払年金費用	△378百万円
その他	△116百万円
繰延税金負債合計	△1,098百万円
繰延税金負債の純額	△695百万円

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	丸 文 通 商 株 式 会 社	100	医用機器、 分析・計測 機器等電子 機器の販売	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注 1)	1,952	-	-
						保証料の 受 入 (注 1)	5	そ の 他 (流動資産)	1
子会社	Marubun/Arrow (H K) Ltd.	千US\$ 4,490	電子部品等 の 販 売	(所有) 間接50%	商品の販売	商品の販 売(注 2)	10,450	売掛金	2,183
子会社	Marubun Arrow (Thailand) C o . , L t d .	千THB 38,000	電子部品等 の 販 売	(所有) 間接50%	商品の販売	商品の販 売(注 2)	5,372	売掛金	1,205

取引条件及び取引条件の決定方針

(注 1) 債務保証については、営業債務に対して行っているものであり、保証料については一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(注 2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,613円49銭
(2) 1株当たり当期純利益 134円70銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

(監査報告)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

丸文株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葛 西 信 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸文株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

丸文株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 葛 西 信 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸文株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

丸文株式会社 監査等委員会
監査等委員長 茂 木 義 三 郎 ㊞
監 査 等 委 員 柿 沼 幸 二 ㊞
監 査 等 委 員 木 曾 川 栄 子 ㊞
監 査 等 委 員 八 木 克 眞 ㊞

(注) 監査等委員長茂木義三郎、監査等委員柿沼幸二、監査等委員木曾川栄子及び監査等委員八木克眞は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上